

相続お役立ちガイド

遺産分割事件の約77.6%は、5,000万円以下の分割トラブル!

金額区分	割合
1,000万円以下	33.8%
5,000万円以下	43.8%
1億円以下	11.9%
5億円以下	6.8%
5億円超	0.5%
不詳	3.2%

総数 7,234件

約77.6%!

相続人全員の同意が得られないと、遺産分割はできません!

死亡 元夫 妻 夫 死亡 息子 誰？ 孫 娘 息子

おばあちゃんとは面識もなかったけど、もらえる分はもらいます

お母さんを介護していた分を考慮して欲しいわ

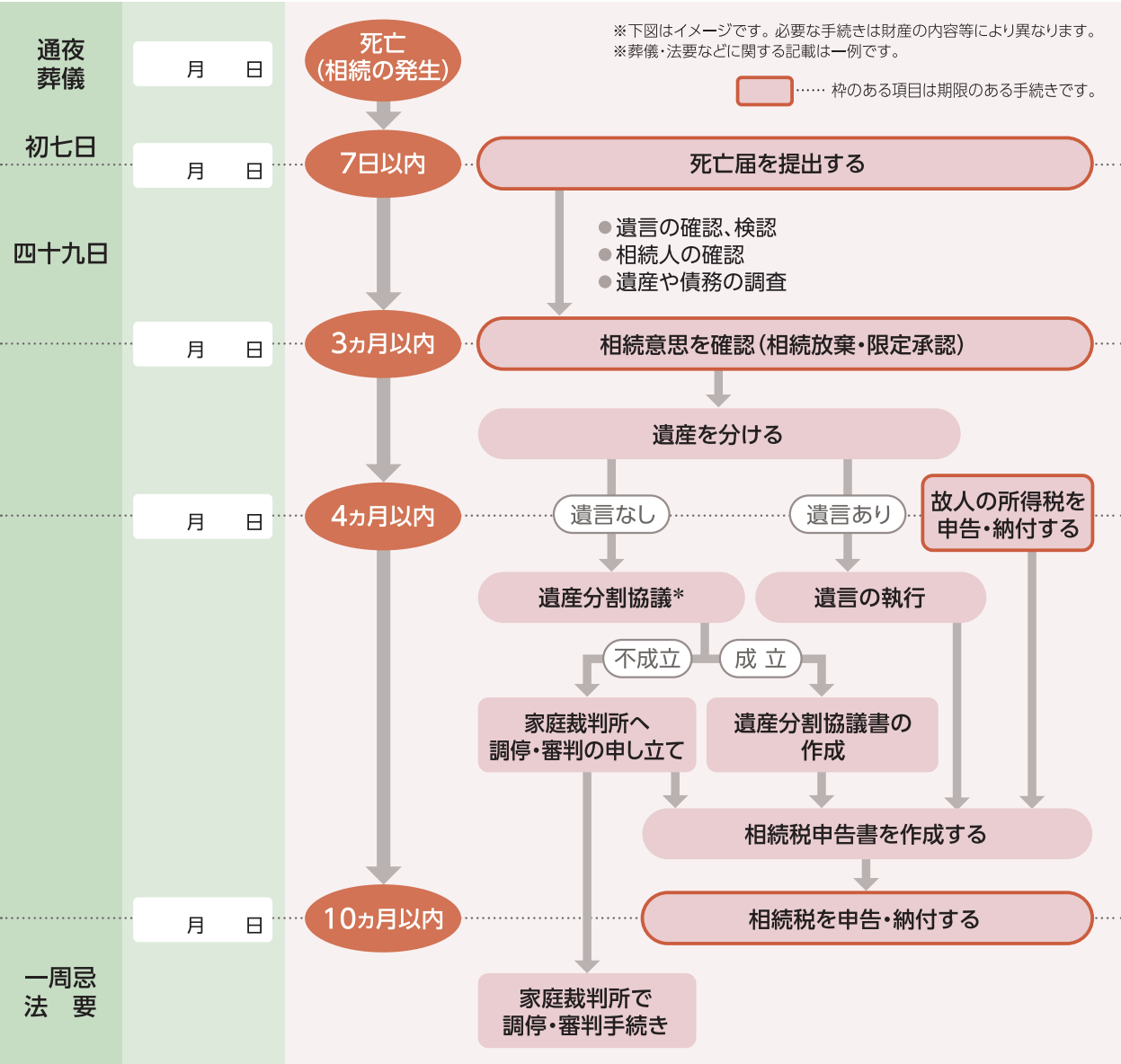
姉さんばかり多いのは不公平だろう

相続が「争族」とならないように、遺産を譲る側も事前に対策を講じる必要があるのです。

相続手続きの流れ

相続開始から税金を納めるまで、わずか10ヵ月しかありません。
相続に関して事前に家族で話し合っておくことが、相続人同士のトラブルを回避するのに役立ちます。

●相続が発生した場合、どのような手続きがいつまでに必要か知っておきましょう。



*民法改正により成人年齢が引き下げられたことから、2022年4月1日以降18歳以上であれば、遺産分割協議に参加できるようになりました。

相続の方法は3種類

単純承認

財産も債務も無条件で相続します。3ヵ月以内に相続放棄が限定承認の選択をしなければ、自動的に単純承認したとして取り扱われます。

相続放棄

財産も債務もすべて放棄します。例えば被相続人に多額の借金があった場合などは、相続人は財産や借金を一切放棄することができます。相続人単独でも手続きできます。

限定承認

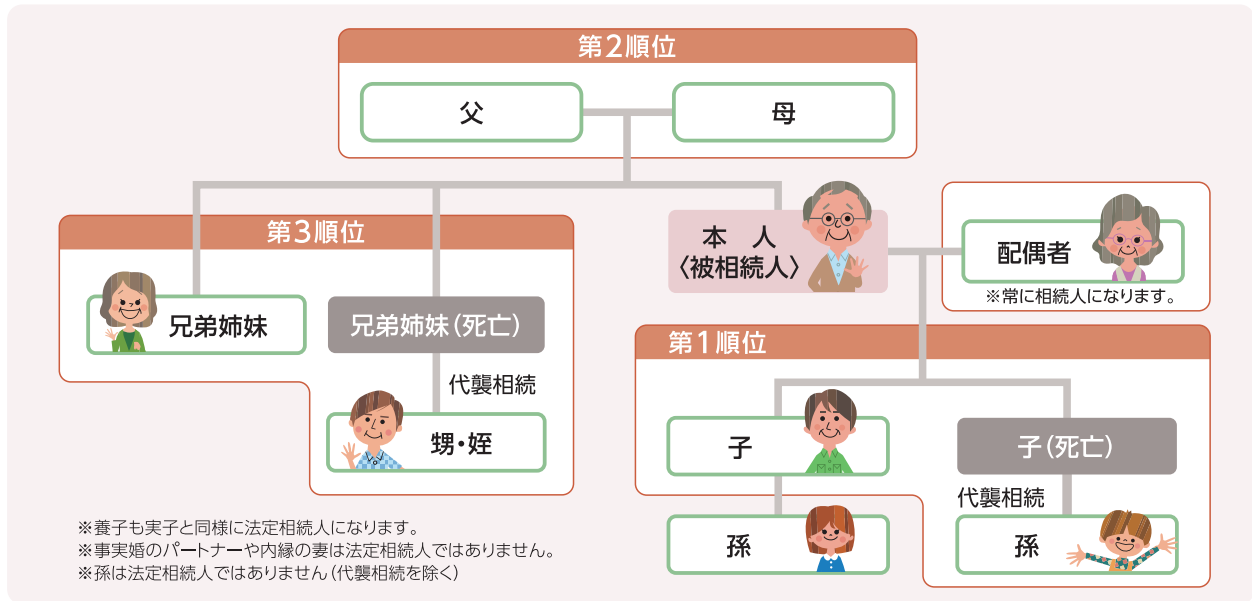
借金などマイナスの財産があった場合はプラスの財産の範囲内に限度に相続し、それ以上のマイナスの財産は相続しない方法です。相続人全員の総意が必要です。

法定相続人ってだれのこと？

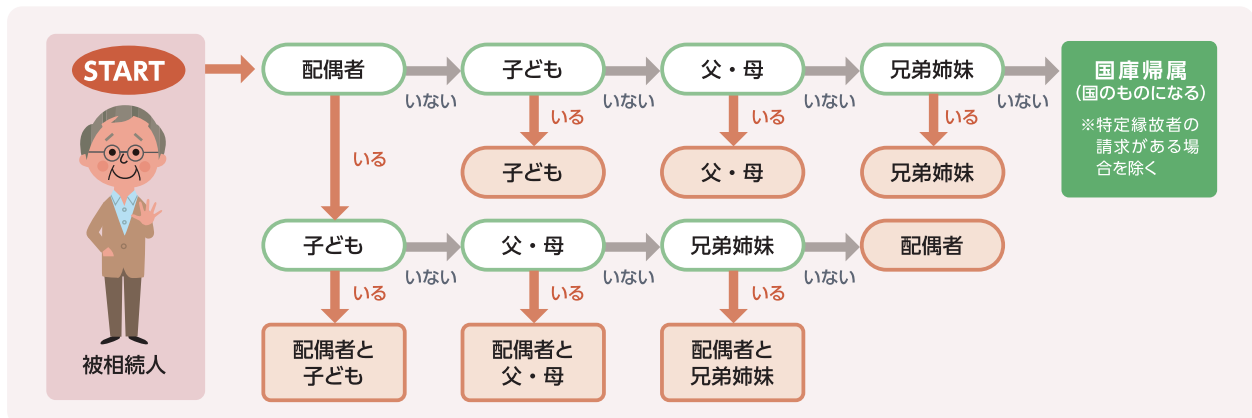


民法の規定により相続人になれる人を「法定相続人」といい、それぞれの相続人が相続できる法律上の割合が定められています。

● 法定相続人の範囲と相続人の順位



● 法定相続人になるのはどの順番？



● 法定相続分と遺留分を知っておこう

相続人は？	配偶者 + 子ども		配偶者 + 父母		配偶者 + 兄弟姉妹		配偶者のみ
	配偶者	子ども	配偶者	父母	配偶者	兄弟姉妹	
法定相続分	1/2	1/2 (人数で分ける)	2/3	1/3 (人数で分ける)	3/4	1/4 (人数で分ける)	1
遺留分	1/4	1/4 (人数で分ける)	1/3	1/6 (人数で分ける)	1/2	0	1/2

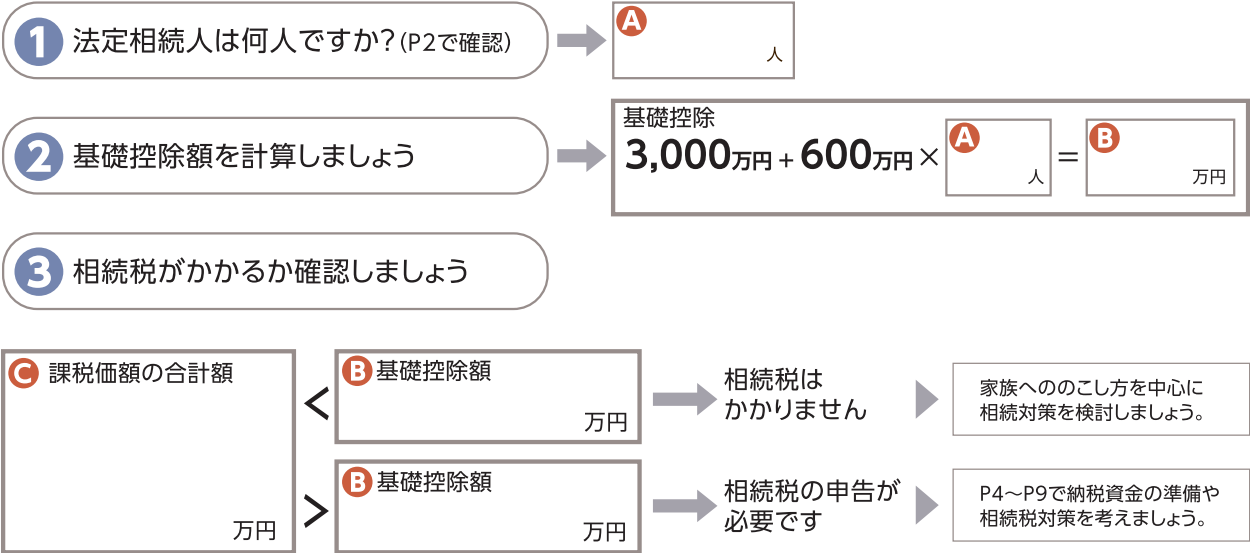
遺留分とは？

民法では特定の相続人に一定の財産をもらう権利を認めています。これを「遺留分」といいます。遺言書などで自分の遺留分が侵害された時は、他の相続人に財産を請求することができます。これを「遺留分侵害額請求」といいます。

ONE POINT

相続税がかかるかどうか、確認しましょう

相続等によって取得した財産が一定金額を超えた場合にかかるのが相続税です。
課税価額の合計額が基礎控除額を超えるかどうかで、相続税がかかるか決まります。



※課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いた残額に対して相続税が課税されます。

相続財産の種類			計算方法	相続税評価額
財 産	不動産	土地	路線価×面積(㎡) または固定資産税評価額×評価倍率	万円
		家屋	固定資産税評価額	万円
		貸家	上記固定資産税評価額の70%	万円
	有価証券	上場株	相続開始日の時価等×持株数	万円
		未上場株	税理士などの専門家に相談	万円
		投資信託	相続開始日の時価×口数	万円
	現預金		現在の残高	万円
	みなし相続財産	生命保険金	死亡保険金－非課税額	万円
		死亡退職金	死亡退職金－非課税額	万円
	その他			万円
債務(借入金)、推定葬儀費用等の合計				 万円
正味の遺産額(課税価額の合計額)				 万円

ONE POINT 法定相続人の数には相続放棄をした人も含めます

相続税の基礎控除額の計算では、相続放棄をした人も法定相続人の数に含めます。また、生命保険の非課税枠の計算(P8)も、同様に相続放棄をした人も計算に入れますが、相続放棄した本人が受取る生命保険金には、非課税枠は適用されません。

ONE POINT マンションの相続税評価が変わります

相続税評価額は、建物と土地の価値を固定資産税評価額や路線価などを基に算定されますが、タワーマンションなどで実勢価格と大きく乖離することが問題視されていました。国税庁はその抑止として新たな算定方法を導入し、2024年1月以降に相続等で取得された物件から適用されることになりました。

相続対策



資産圧縮

のこされた家族にとって、相続税が重い負担にならないように



納税資金

相続発生後、家族が葬儀費用や納税資金に困らないように



資産分割

のこされた家族が、「誰が」「何を」相続するかでトラブルにならないように



相続発生後の手続き

遺言

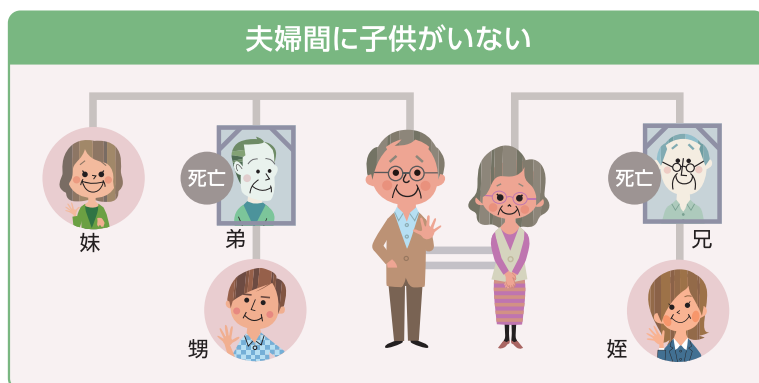
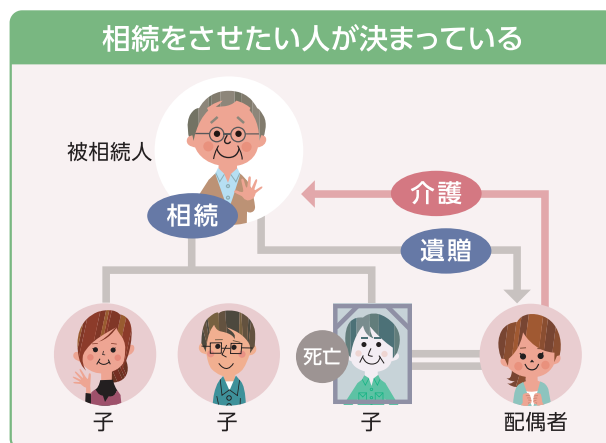
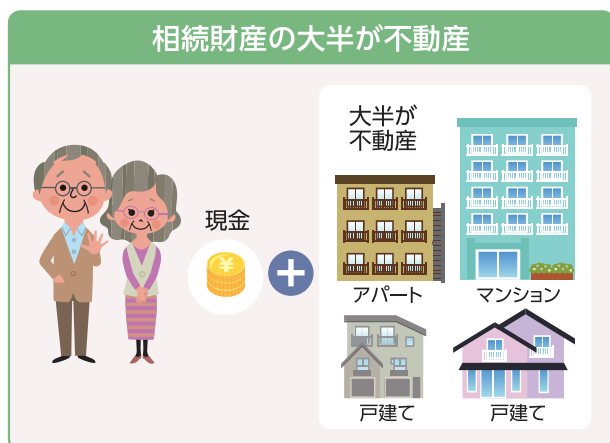


自分の財産を円滑に受け継いでほしい、トラブルになってほしくないという場合は、遺言書の作成が有効です。2019年から順次「自筆証書遺言」のルールが改訂され、より利用しやすい制度となりました。

●遺言書は大きく2つのタイプに分けられます

	公正証書遺言	自筆証書遺言
特 徴	遺言者が公証役場で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する	自筆で作成し、日付、氏名を記入の上押印する財産目録についてのみ、パソコン等での作成も可能
メリット	●形式の不備がない ●家庭裁判所での検認が不要 ●原本は公証役場に保管されるため、紛失や偽造の心配がない	●自分1人で手軽に作成できる ●費用はほぼかからない ●遺言の内容を秘密にできる ●法務局での保管制度も利用できる
デメリット	●2名の証人が必要 ●費用がかかる	●形式に不備があると無効になる可能性がある ●自宅等で保管の場合、紛失や偽造、隠匿のおそれがある ●家庭裁判所での検認が必要

●こんなご家庭は遺言書が有効



遺贈って？

遺言によって財産を譲ることを遺贈といいます。通常法定相続人とはならない孫や甥姪、また親族以外にも遺贈は可能ですが、遺留分を侵害する内容の遺言をのこすとトラブルに繋がります。慎重に準備しましょう。

生前贈与を賢く利用しましょう

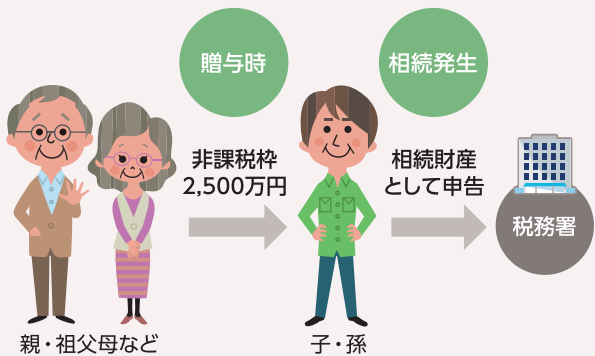
相続対策の中でも最も一般的で、資産圧縮、納税資金準備のどちらにも有効な方法が生前贈与です。また相続人にとっては納税資金の準備になります。2024年1月には、相続時精算課税制度、暦年課税ともに大きく制度が改正されました。

	相続時精算課税制度	暦年課税
概 要	子や孫への贈与について、選択制により贈与時に軽減された贈与税を負担し、相続時に相続税で精算する課税制度です。※1	暦年(1月1日から12月31日までの1年間)毎にその年中に贈与された価額の合計に対しての贈与税が課税されます。
贈与者	60歳以上の父母・祖父母	制限なし
受贈者	18歳以上の子または孫	制限なし
選択の届出	必要(一度選択すると、取下げ、撤回不可)	不要
控 除	基礎控除額(年間): 110万円 非課税枠(通年): 2,500万円	基礎控除額(年間): 110万円
税 率	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%~55%の累進税率
注意点	暦年贈与とは併用できず、また途中で変更もできません。 ただし贈与者が異なれば、それぞれ選択可能です。 【例】父からは暦年贈与、母からは相続時精算課税制度 など	相続または遺贈により財産を取得した者が、相続開始前の一定期間内に被相続人から贈与された財産の価額は、相続税の課税価格に持ち戻され、相続税の対象となります(詳しくは次ページ)。ただし孫など相続人でない者※2への贈与財産は、持ち戻されません。

※1 贈与財産のうち土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合は、相続時に評価額を再計算した額で精算します。
※2 代襲相続人、遺贈や生命保険の受取人として遺産を相続する者は、相続人と同様に持ち戻しの対象となります。

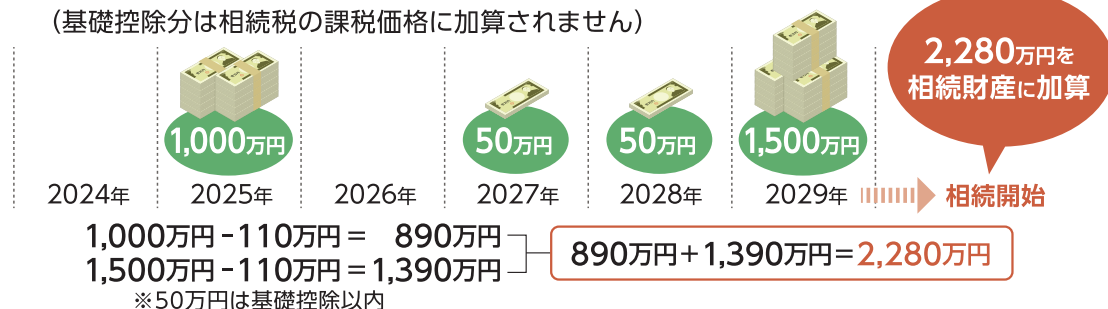
● 相続時精算課税制度

- 特徴 ● 贈与をした段階では2,500万円まで非課税ですが、相続が発生した時には、さかのぼってこの贈与額を相続財産に加算します。
- 加算してもなお相続財産が基礎控除の範囲内であれば、税金的なメリットがあるといえます。
 - 相続時ではなく贈与時の価額で加算するため、将来値上がりしそうな財産を事前に贈与することで節税に繋がることもあります。
 - 2024年1月より、年間110万円の基礎控除が新設されました。



■ 相続時精算課税制度のイメージ

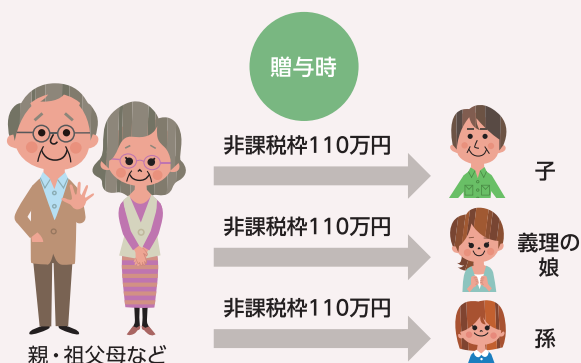
基礎控除110万円を超えた分が、相続税の課税価格に加算されます。基礎控除以内であれば、申告する必要もありません。(基礎控除分は相続税の課税価格に加算されません)



● 暦年課税

特徴 ● 毎年110万円の基礎控除を使えます。

- 誰が誰に、という制限がないので、甥や子の配偶者などにも渡せます。
- 贈与税がかかる場合は贈与の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与を受けた者が申告・納税します。
- 2024年1月より、相続開始前7年以内の贈与財産が、相続財産に加算されることになりました。



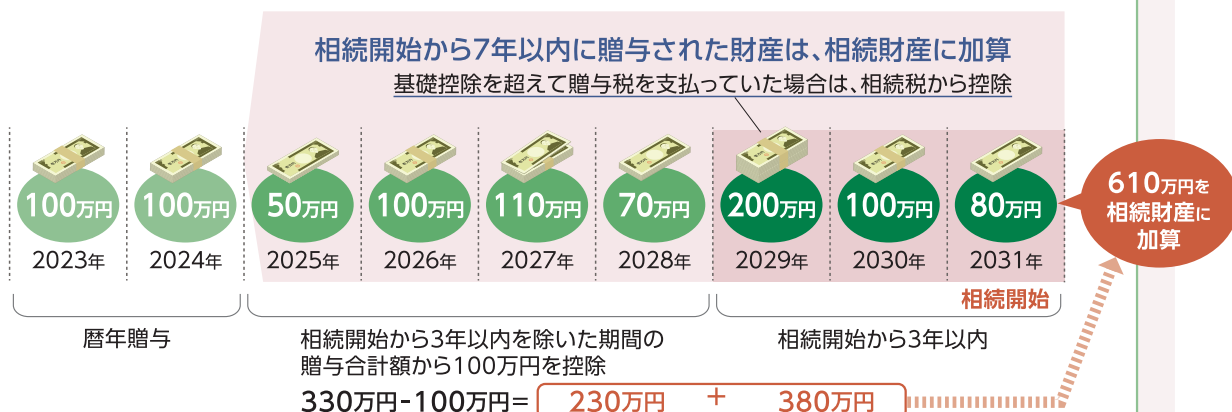
■ 暦年課税の持ち戻しイメージ

相続開始前**7年**以内の贈与はなかったものとみなされ、相続財産に加算されます。

ただし3年前～7年前の間の贈与財産合計額からは、100万円が控除されます。

【例】9年間、年初に合計910万円贈与。2031年12月1日に相続開始

2024年12月1日以降贈与により取得した財産の合計額は、相続税の課税価格に加算
(ただし2024年12月1日～2028年12月1日間の贈与財産の合計額からは100万円を控除)



■ 移行期間のイメージ

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
相続開始年月													
2023年12月		加算対象期間: 3年			相続開始								
2024年12月			3年		相続開始								
2025年12月				3年	相続開始								
2026年12月					3年	相続開始							
2027年12月					3年11か月	相続開始							
2028年12月									相続開始				
2029年12月						5年11か月			相続開始				
2030年12月						6年11か月			相続開始				
2031年12月							7年		相続開始				

の期間は総額100万円が控除される

生前贈与での非課税制度



生前贈与(暦年贈与)には贈与を受ける側の利用目的によって非課税制度が設けられており、それぞれ年間110万円の基礎控除との併用、または相続時精算課税制度との併用が可能です。*

また相続開始前3年以内の贈与でも、相続財産への持ち戻しはありません。

※暦年課税の基礎控除と相続時精算課税制度は併用できません

●贈与税の主な非課税制度

目 的	教育資金	結婚・子育て資金	住宅取得等資金
期 間	2026年3月末まで	2027年3月末まで	2026年12月末まで
贈与者／受贈者	父母、祖父母、曾祖父母などの直系尊属から子や孫、ひ孫へ		
受贈者年齢	30歳未満	18歳以上*～50歳未満	18歳以上*
受贈者収入条件	年間所得1,000万円以下		年間所得2,000万円以下
非課税額上限	1,500万円※1	1,000万円※2	500万円または1,000万円
非課税対象となる資金用途	①学校に支払う入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定料、学用品費、修学旅行費、学校給食費など ②学校以外(学習塾、スポーツ教室、ピアノ教室など)に支払う月謝、学用品など ③通学定期代、留学渡航費用 ※1 ②③の場合は500万円まで	①妊娠・出産費用(不妊治療費、妊婦健診料、分娩費、入院費など)、育児費用(未就学児の治療、予防接種、乳幼児健診、医療品など)、保育費用など ②結婚費用(挙式代、会場費、新居の家賃、礼金敷金など) ※2 ②の場合は300万円まで	住宅の新築・取得・増改築のための資金 ■対象となる住宅の要件 ●登記簿 床面積50㎡～240㎡(受贈者の所得金額が1,000万円以下なら40㎡～) ●新耐震基準に適合(1982年1月1日以降の建築物であれば適合とみなす) ■非課税限度額が1,000万円となる質の高い住宅の要件 下記のいずれかに該当すること ●断熱等性能等級4または、一次エネルギー消費量等級4以上 ●耐震等級2以上または、免震建築物 ●高齢者等配慮対策等級3以上
備 考	●受贈者の上限年齢に達した場合： 残額に贈与税が課せられます。 ●贈与者の死亡時点で使い切っていない場合： 残額は相続税の課税対象となり、さらに孫やひ孫の場合は相続税は2割加算となります。 23歳未満や在学中等の場合の教育資金残額は除かれますが、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、23歳未満等でも残額は相続税の課税対象となります。		

*民法改正により成人年齢が引き下げられたことから、2022年4月1日以降、受贈者の年齢は18歳からとなりました。

●配偶者控除の特例

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産またはその取得資金の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)されるという特例があります。また配偶者から遺贈、贈与のあった居住用不動産は、相続財産に含めずに遺産分割することができます。(P10)

特例を受けるための適用要件

- (1) 夫婦の婚姻期間が20年を超えていること(内縁関係では認められません)
- (2) 配偶者から贈与された財産が国内の居住用不動産、または居住用不動産の取得資金であること
- (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与された居住用不動産、または贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に居住し、その後も引き続き住み込みであること
- (4) いままで同じ配偶者からこの特例の適用を受けていないこと



生命保険



生命保険には、相続問題に有効な多くのメリットがあります。
ポイントをしっかりおさえて、上手に利用しましょう。

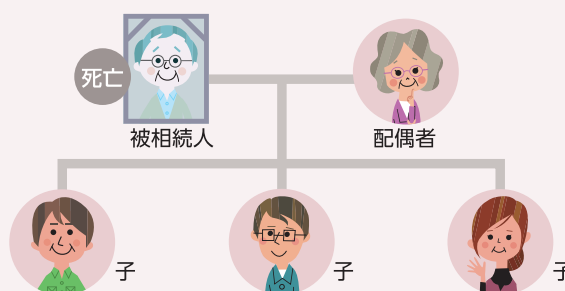
メリット1 相続税の非課税枠があります

生命保険金の非課税枠 非課税枠=500万円×法定相続人の数

【例】契約者:本人
被保険者:本人
死亡保険金受取人:配偶者
死亡保険金額:5,000万円
法定相続人:4名

死亡保険金評価額 = 5,000万円 - (500万円 × 4名) = 3,000万円

※死亡保険金の受取人が1人でも、法定相続人の数全員をカウントします。
※複数の受取人がいる場合、保険金額に応じて非課税額も按分されます。
※法定相続人の数には相続放棄をした人も含めませんが、当人の非課税額は0円です。

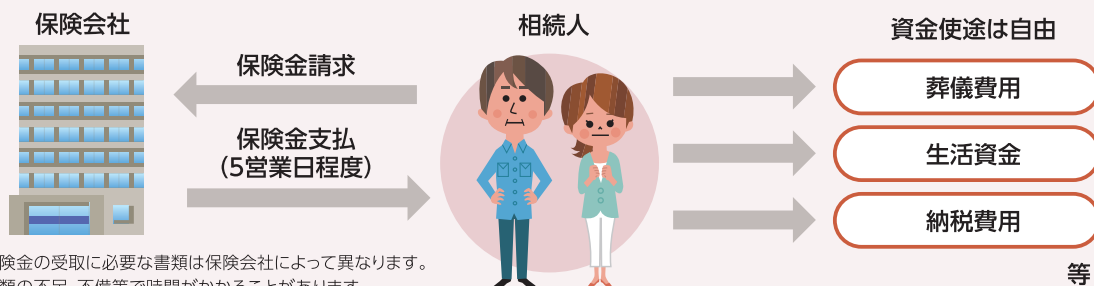


メリット2 のこしたいお金に【宛名】を付けられます

- 死亡保険金は相続税では財産としてカウントされますが、民法上は受取人固有の財産であり、原則遺産分割協議の対象外となります。
- のこしたい人に確実にのこすことができます。
- 受取人を複数にしたり、契約後に受取人を変更することも可能です。

【例】	保険契約者	被保険者	保険金受取人	受取人続柄	受取割合
	金子 一郎	金子 一郎	金子 大介	長男	50%
			金子 花美	妻	50%

メリット3 葬儀費用や生活資金などに、すみやかに活用できます



ONE POINT

相続放棄をしても保険金は受け取れます!

放棄した本人は非課税枠を使えませんが、「法定相続人の数」には含めることができます。



配偶者や親族の特例もフル活用



遺族の生活維持に必要なだとされている財産については、税負担を抑えるために様々な特例が設けられています。ただしこれらの特例を活用する場合は、相続税が発生しなくても相続税の申告が必要ですので、ご注意ください。

●配偶者の税額軽減は1億6,000万円まで!

配偶者が受け取った相続財産のうち、次のいずれか大きい金額までは、配偶者には相続税はかかりません。

- ① 1億6,000万円
- ② 配偶者の法定相続分

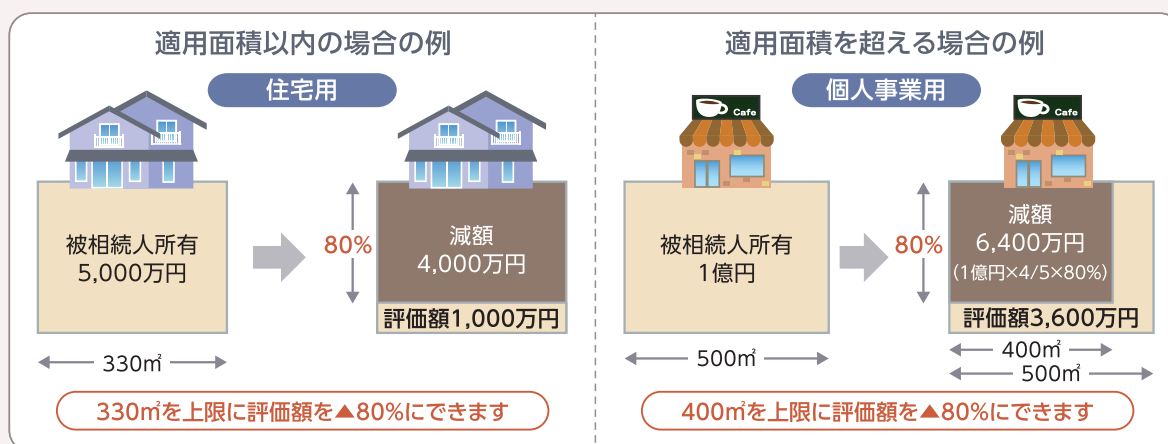


1億6,000万円または
配偶者の法定相続分
の大きい方まで

相続税はかかりません

●小規模宅地等の特例

被相続人または被相続人と生計を一にしていた親族の、事業用または居住用として使用されていた宅地等を相続し申告期限まで継続して活用した場合、一定の面積まで評価額が減額されます。



小規模宅地の評価減の範囲

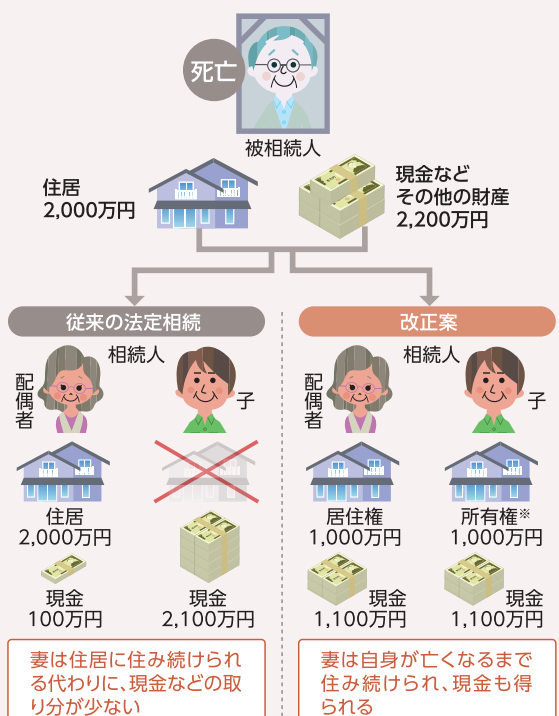
宅地区分	内 容	適用面積 の上限	減額割合
住宅用	自宅の敷地 ※老人ホーム転居後の相続や、内階段のない二世帯住宅の敷地も対象となります。	330㎡	▲80%
個人事業用	個人商店、医院、工場などの敷地	400㎡	▲80%
同族会社 事業用	同族関係者が株式の過半数をもつ 同族会社の事業敷地	400㎡	▲80%
不動産 貸付用	アパート、駐車場など賃貸中の不動産	200㎡	▲50%

高齢化への対応やのこされた配偶者の保護を目的として、約40年ぶりに相続に関する民法が見直され、2020年4月1日から施行されています。

●配偶者居住権

のこされた配偶者が居住建物を確保しつつ、老後の生活資金として預貯金等の金融資産も取得できるよう、「配偶者居住権」が設けられました。

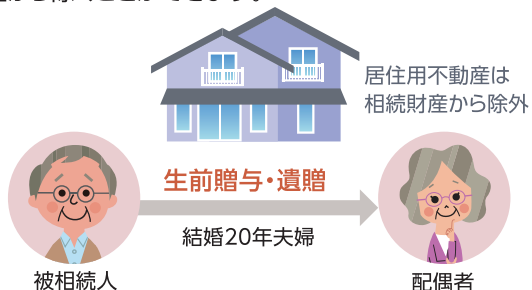
【例】夫が亡くなり、妻と子ども1人で1/2ずつ遺産分割する場合



※処分権限のない「負担付き所有権」となります。

●住居の夫婦間贈与等に関する優遇措置

結婚してから20年が経った夫婦間で、居住用不動産の遺贈または贈与があった場合は、その物件は相続財産から除くことができます。



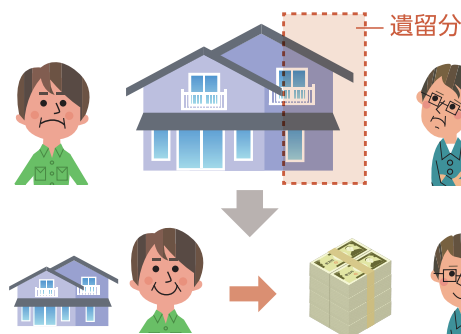
※生前贈与の場合は贈与税の課税対象ですが、配偶者控除や基礎控除を利用できます (P7)

●遺産分割前の預貯金払戻し制度

遺産分割協議前でも一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができます。このことで、遺族は葬儀費用や当面の生活費を確保することができますようになります。

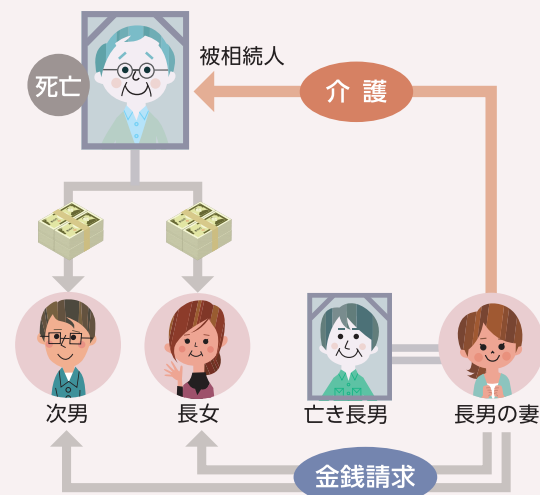
●遺留分制度の見直し

遺留分の侵害に対しては、金銭をもって解決することができるようになりました。これによって不仲な兄弟間での不動産共有など、将来的な争いに発展しそうな問題を未然に防ぐことができます。



●相続人以外の特別の寄与を考慮

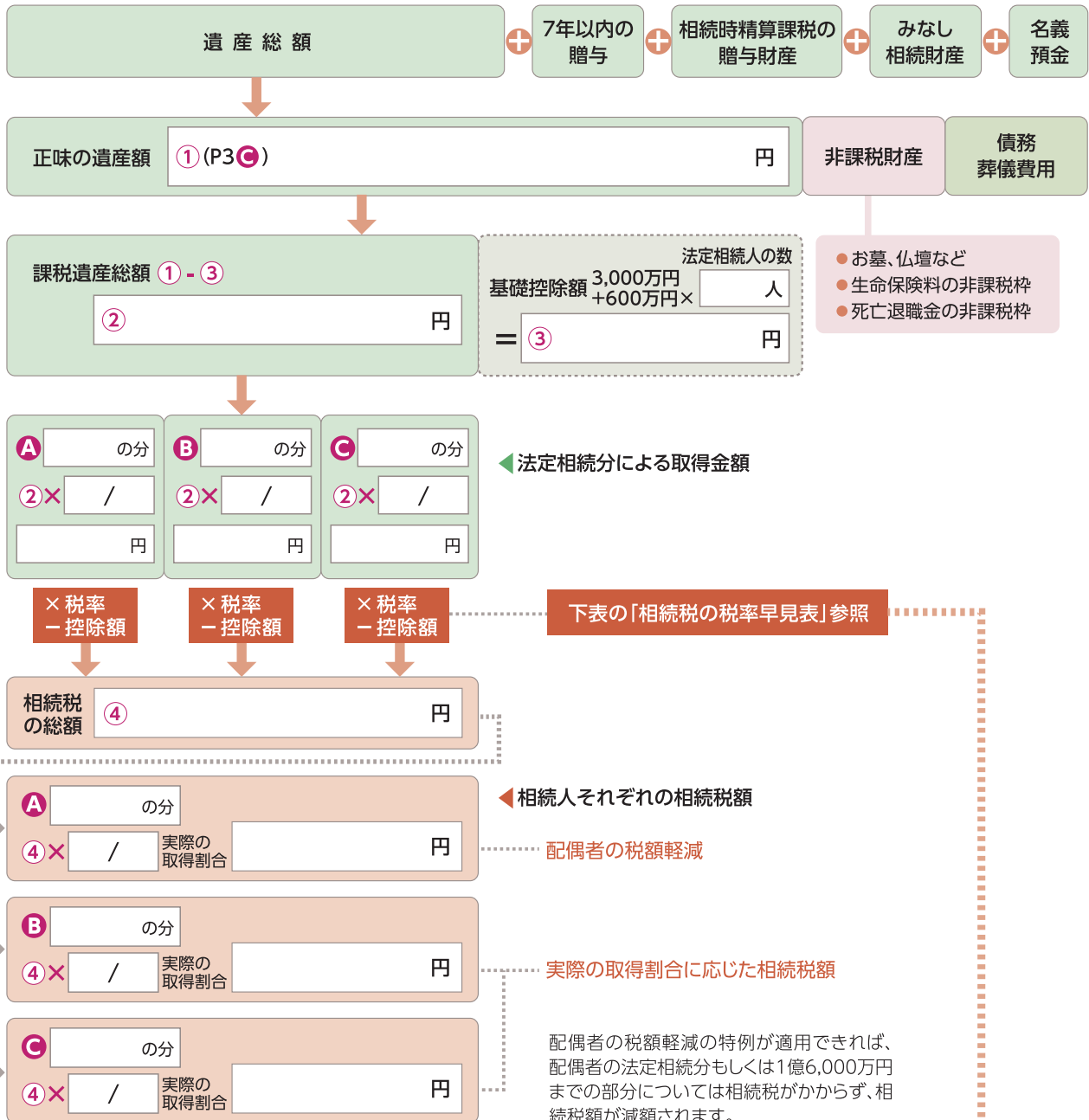
本来相続人ではない義理の娘などが無償で被相続人の介護や看病を行っていた場合、貢献の度合いによって相続人に金銭を請求できるようになりました。



相続税の計算

相続税がいくらかかるのか、実際に計算してみましょう

相続税計算



相続税の税率早見表

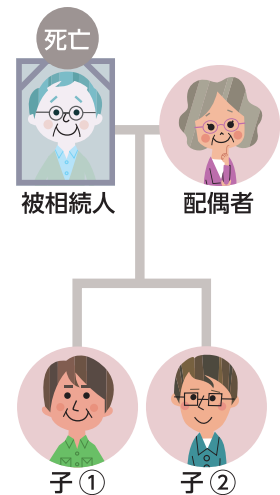
法定相続分に応じた取得金額	税率	控除額	法定相続分に応じた取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	2億円以下	40%	1,700万円
3,000万円以下	15%	50万円	3億円以下	45%	2,700万円
5,000万円以下	20%	200万円	6億円以下	50%	4,200万円
1億円以下	30%	700万円	6億円超	55%	7,200万円

※相続財産やかかる相続税は、あくまでも目安です。詳しくは税理士など専門家にご相談ください。

相続税総額早見表

単位：万円

相続財産	配偶者あり		
	子ども1人	子ども2人	子ども3人
4,000	0	0	0
5,000	80	20	0
6,000	180	120	60
7,000	320	225	160
8,000	470	350	275
9,000	620	480	400
10,000	770	630	525
15,000	1,840	1,495	1,330
20,000	3,340	2,700	2,435
25,000	4,920	3,970	3,600
30,000	6,920	5,720	5,080



計算例

- 配偶者あり
- 子ども2人
- 相続財産1億円

- 課税遺産総額
1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 3人) = 5,200万円
- 配偶者：5,200万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 340万円
子①：5,200万円 × 1/4 × 15% - 50万円 = 145万円
子②：5,200万円 × 1/4 × 15% - 50万円 = 145万円

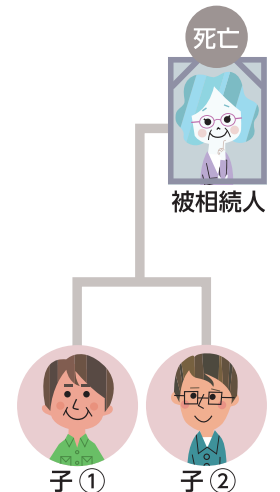
相続税総額 340万円 + 145万円 + 145万円 = 630万円

配偶者の税額軽減

630万円 × 実際の相続割合がそれぞれの納税額となりますが、配偶者の実際の納税額は、軽減措置の適用によりゼロとなります。(P9)

単位：万円

相続財産	配偶者なし		
	子ども1人	子ども2人	子ども3人
4,000	40	0	0
5,000	160	80	20
6,000	310	180	120
7,000	480	320	220
8,000	680	470	330
9,000	920	620	480
10,000	1,220	770	630
15,000	2,860	1,840	1,440
20,000	4,860	3,340	2,460
25,000	6,930	4,920	3,960
30,000	9,180	6,920	5,460



計算例

- 子ども2人
- 相続財産1億円

- 課税遺産総額
1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 2人) = 5,800万円
- 子①：5,800万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 385万円
子②：5,800万円 × 1/2 × 15% - 50万円 = 385万円

相続税総額 385万円 + 385万円 = 770万円

※相続財産は基礎控除前の正味の遺産額です。
※相続税の総額は「配偶者の税額軽減前」の額です。
※万円未満は切り上げています。

ONE
POINT

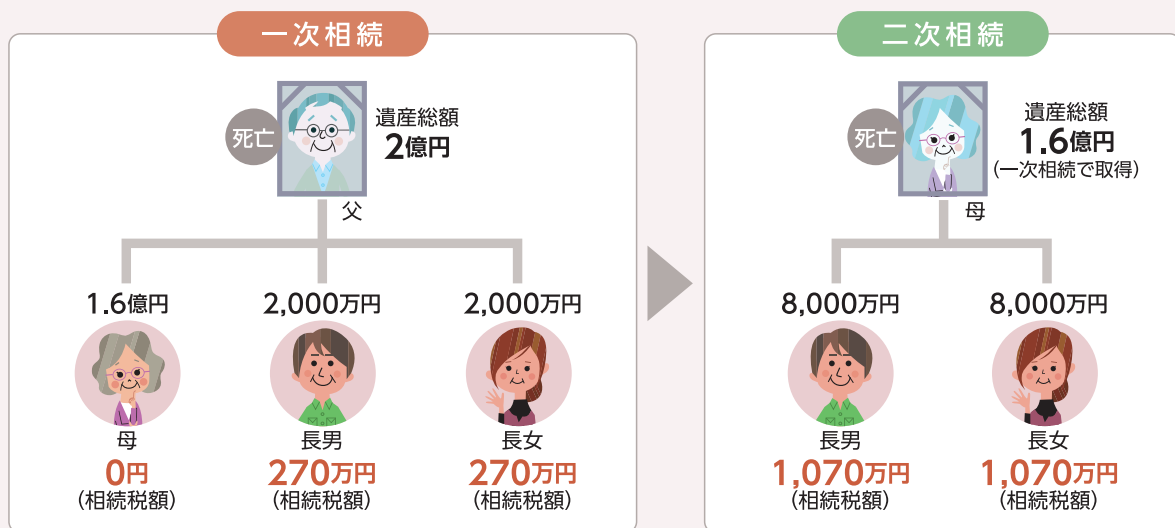
相続税の2割加算

「配偶者と一親等の血族」以外、例えば兄弟や孫、血族以外の人物が相続した場合、支払う相続税が2割加算されます。ただし養子(孫以外)や代襲相続人は加算の対象外となります。

二次相続も見据えた分割を

二次相続とは、最初の相続(一次相続)で配偶者と子どもが相続した後、その配偶者が亡くなったことで発生する二度目の相続のことです。一次相続で配偶者が受け取った相続財産には、大きな税額軽減が認められています(P9、12)が、二次相続には軽減はありません。一次相続の段階で、二次相続時に負担する相続税も見据えた分割をする必要があります。

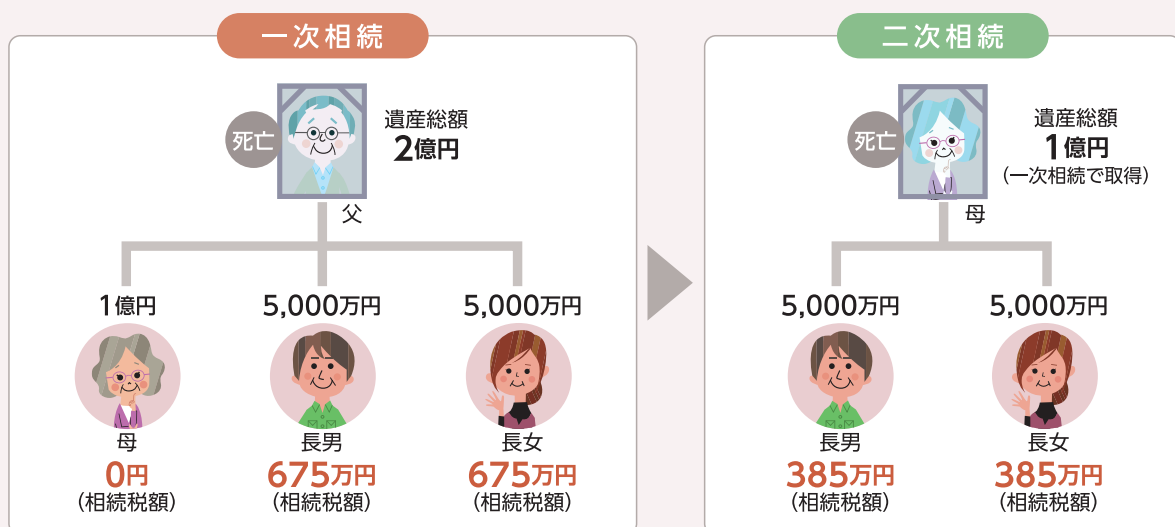
配偶者の税額軽減を最大限活用して遺産分割した場合



一次相続と二次相続における子供の相続税額の合計…… **2,680万円**

一次相続での税額負担は抑えられるが、二次相続で大きく課税される

法定相続分で遺産分割した場合



一次相続と二次相続における子供の相続税額の合計…… **2,120万円**

一次相続である程度課税されるが、二次相続の遺産総額が少ないので結果的に相続税の総額は抑えられた

法定相続情報証明制度

2017年からスタートした法定相続情報証明制度は、法務局で発行される証明文付きの「法定相続情報一覧図の写し」のみを金融機関や役所などに提出するだけで、各種相続手続きが可能になるという制度です。いままで各機関からそれぞれ求められていた大量の戸除籍謄本類の提出を軽減でき、相続人にとっては時間的にも金銭的にもメリットがあります。

この「法定相続情報一覧図の写し」の交付は、発行手数料無料で必要な枚数分申請することができます。

法定相続情報証明制度を利用できる主な手続き

- 相続登記
- 相続税の申告
- 預貯金の解約
- 生命保険の受取り
- 遺族年金の受取り など

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理されます。

(記載例) 法定相続情報番号: 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所	〇県〇市〇町〇番地	住所	〇県〇郡〇町〇34番地
最後の本籍	〇県〇郡〇町〇番地	出生	昭和45年6月7日
出生	昭和〇年〇月〇日		(長男)
死亡	平成28年4月1日		法務一郎(申出人)
(被相続人)			
法務太郎		住所	〇県〇市〇町三丁目45番6号
		出生	昭和47年9月5日
			(長女)
		相続	促子
		住所	〇県〇市〇町五丁目4番8号
住所	〇県〇市〇町三丁目45番6号	出生	昭和50年11月27日
出生	昭和〇年〇月〇日		(養子)
(妻)		登記	進
法務花子			
以下余白			

作成日: 〇年〇月〇日
作成者: 〇〇〇士 〇〇 〇〇
(事務所: 〇市〇町〇番地)

- 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。

ONE
POINT

相続登記の申請が義務化されました!

これまで任意だった不動産(土地・建物)の相続登記が、2024年4月1日から義務化されました。相続や遺贈により不動産を取得したことを知った日から、3年以内に相続登記を行うことが法律上の義務となり、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。

また遺産分割により不動産を取得した場合でも、遺産分割が成立した日から3年以内に登記を行う必要があります。

3年以内に遺産分割協議がまとまらない場合でも、相続人であることをいったん法務局に申し出ることによって、申請義務を果たすことができます。

2024年4月1日より前に相続した不動産でも、相続登記されていないものは義務化の対象となりますので、注意が必要です。

資産の承継をサポート

信用金庫にはご自分のため、ご家族のために、
円滑な資産の承継をサポートするサービスがあります。

●しんきん暦年信託 「こころのリボン」



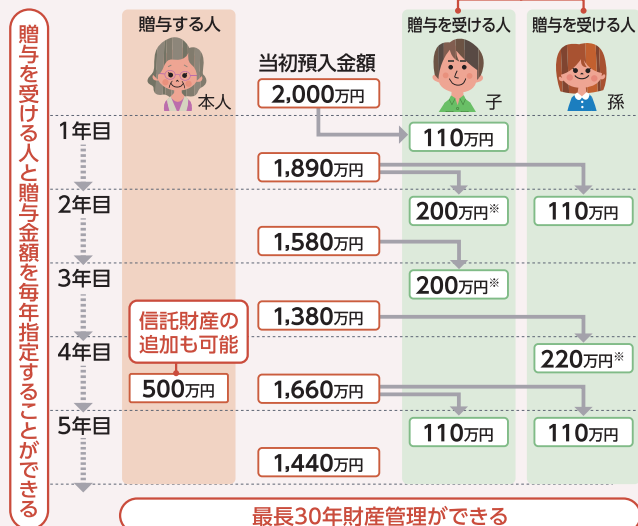
相続財産の圧縮や、争族の防止などに役立つ暦年贈与。信金中央金庫がお客さまの暦年贈与をサポートする商品が「こころのリボン」です。信託財産の元本は信金中央金庫が保証するので安全です。

POINT

- ① 贈与の依頼書や受贈の確認書など必要書類の授受は信金中央金庫が代行
- ② 定期的な書類送付で贈与の機会を逃さない

●しんきん暦年信託〈活用例〉

贈与を受ける人の候補は最大9名まで指定可能



※その年の1月1日～12月31日までの間に受けた贈与の総額(上記以外の贈与も含む)が110万円を超えた場合、贈与を受けた人は贈与税の申告・納税手続きが必要。

●しんきん相続信託 「こころのボタン」



遺産分割協議前でも相続預金の払戻しができる制度が設けられました(P10)が、必要書類も多く、手続きに時間がかかることもあります。「こころのボタン」は相続人が受取る際の手続きも簡単で、のこされた家族がすみやかに生活資金や葬儀費用などを確保するのに役立ちます。またご自身の生活資金の定時定額金受取りとも組み合わせることができます。信託財産の元本は信金中央金庫が保証します。

POINT

- ① 自分の将来の生活資金として定期的に受取る
- ② 家族にのこす金額や受取り方を指定できる

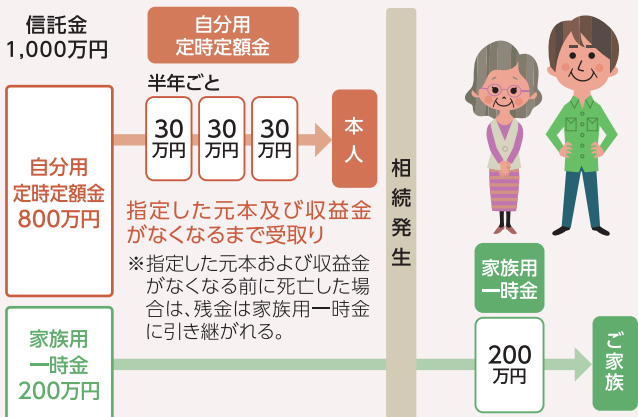
●しんきん相続信託〈コース例〉

自分用定時定額金 + 家族用一時金

活用例

- 自分の生活資金として定期的に受け取りたい

- のこされた家族の当面の必要資金を準備したい
- 葬儀費用をすぐに支払えるように備えておきたい



- 本商品は信金中央金庫の商品であり、信用金庫は信金中央金庫の信託契約代理店として媒介をいたします。
- ご契約に際してはお客さまと信金中央金庫が契約当事者となります。
- 詳しくは当信用金庫までお問い合わせください。商品パンフレット等をご用意しています。

税務上の取扱いについては、2025年4月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱いにつきましては、税理士等の専門家、所轄の税務署等にご相談ください。